

第 4 7 号 議案

足立区いじめ調査委員会設置条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区いじめ調査委員会設置条例

(設置)

第 1 条 区立学校において、いじめが認められる場合、その事実の確認、いじめの再発防止のための必要な調査を行うため、区長の附属機関として、足立区いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

3 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(所掌事項)

第 3 条 調査委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、区長に答申する。

(1) いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に該当するいじめが発生し、教育委員会が同項に基づき行った当該いじめに係

る調査結果に対する再調査

(2) 当該いじめへの対処又は当該いじめと同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関すること。

2 区長は、区立学校においていじめが認められる場合、いじめの事実を調査し、その解決を図るため必要があるときは、調査委員会に諮問することができる。

(組織)

第 4 条 調査委員会は、区長が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 7 条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(足立区いじめに関する調査委員会設置条例の廃止)

2 足立区いじめに関する調査委員会設置条例 (平成 25 年足立区条例第 1 号) は、廃止する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 39 年足立区条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区いじめに関する調査委員会の項中「いじめに関する調査委員会」を「いじめ調査委員会」に改める

(提案理由)

足立区いじめに関する調査委員会を廃止し、足立区いじめ調査委員会を区長の附属機関として設置するとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。